

〇〇クラブ規約

（名称）

第1条

本団体は「〇〇クラブ」という。

（目的）

第2条

本団体は、スポーツ・文化活動を通して参加者の健全な成長及び交流を図ることを目的とする。

（活動）

第3条

本団体は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- ① 練習及び発表活動
- ② 大会、発表会等への参加
- ③ その他目的達成に必要な活動

（会員）

第4条

本団体の目的に賛同し、入会を希望する者は会員となることができる。

（役員）

第5条

本団体に次の役員を置く。

- ① 代表者 1名
- ② 必要に応じその他の役員

（会費）

第6条

会費等を徴収する場合は、活動に必要な経費に充てるものとする。

（安全管理）

第7条

会員は活動中の事故等に備え、必要な保険に加入するものとする。

（個人情報）

第8条

活動により知り得た個人情報は適切に管理するものとする。

(その他)

第9条

この規約に定めのない事項は、必要に応じて役員会等で協議の上、代表者が決定する。

附則

この規約は令和 年 月 日から施行する。